

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における  
ホストタウン関係府省庁連絡会議の開催について

平成27年7月24日  
東京オリンピック競技大会・東京パラ  
リンピック競技大会推進本部決定  
平成27年11月27日  
一部 改正  
平成28年10月7日  
一部 改正

1. 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げるため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣  
議長代理 内閣官房副長官（参）  
副議長 内閣総理大臣補佐官（国土強靭化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当）  
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長  
構成員 内閣官房副長官補付内閣審議官  
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長  
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官  
内閣府大臣官房政府広報室長  
内閣府地方創生推進室次長  
警察庁警備局長  
復興庁統括官  
総務省大臣官房地域力創造審議官  
外務省国際文化交流審議官  
スポーツ庁次長  
文化庁次長  
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）  
農林水産省農村振興局長  
経済産業省地域経済産業審議官  
国土交通省総合政策局長  
観光庁次長  
環境省総合環境政策局長

3. 連絡会議の運営の円滑を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、総務省、外務省及び文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
6. 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議（平成26年4月22日閣議決定）」が廃止されたことに伴い、廃止前の「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議（平成26年7月18日2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議議長決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項については、連絡会議に引き継がれるものとする。